

【報道資料参考資料】

許認可等の統一的把握結果＜ポイント＞参考データ

資料 1	許認可等規定法律数等	1
資料 2	府省別・根拠法令別許認可等件数	2
資料 3	用語別許認可等件数	3
資料 4	許認可等の実態の統一的把握基準	4
資料 5	許認可等の実態把握に係る閣議決定等	5
資料 6	規制緩和等の改革の進展による増加の例（電波法、公益法人改革）	6

資料 1

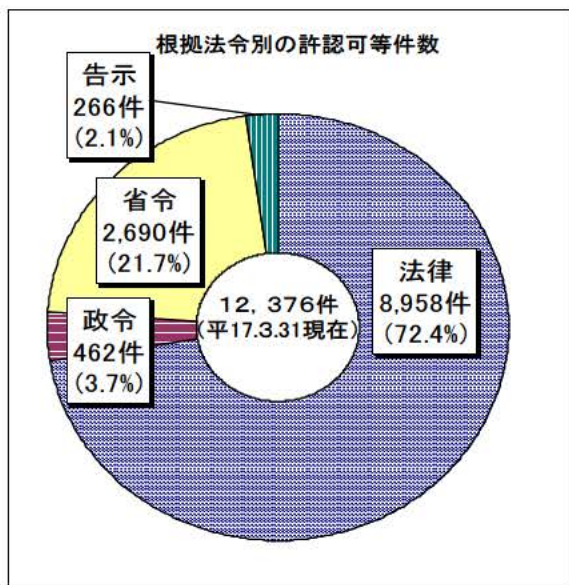
○ 許認可等規定法律数 ⇒ 485法律

区分	法令等数
法律	485
政令	118
府省令	490
告示	81

前回以降の2年間に新たに制定された法律は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等10法律、廃止された法律は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）等2法律、改正された法律は63法律

○ 根拠法令別の許認可等件数

許認可等の総数12,376件のうち、法律に規定されている許認可等が72.4%（8,958件）



把握時点	法律	政令	省令	告示	計
今回 平17.3.31現在	8,958 (72.4)	462 (3.7)	2,690 (21.7)	266 (2.1)	12,376 (100.0)
【参考】前回 平15.3.31現在	8,010 (72.8)	404 (3.7)	2,285 (20.8)	308 (2.8)	11,007 (100.0)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。
2 ()内は、構成比である。

資料2

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件、%)

府 省 名	前 回 平 15.3.31 現在	(参 考) 平 16.3.31 現在	今 回 平 17.3.31 現在				2年間の純増 減			
			法律	政令	省令	告示	減少	増加		
内 閣 府	77	81	81	40	8	27	6	4	0	4
公正取引委員会	23	23	23	21	0	2	0	0	0	0
国家公安委員会	117	120	126	53	3	60	10	9	0	9
防 衛 庁	35	38	38	13	1	18	6	3	0	3
金 融 庁	1,501	1,634	1,736	1,397	53	281	5	235	59	294
総 務 省	604	650	663	464	6	174	19	59	160	219
法 務 省	278	285	297	206	7	73	11	19	1	20
外 務 省	47	51	51	23	1	21	6	4	0	4
財 務 省	734	771	772	564	68	130	10	38	5	43
文 部 科 学 省	573	586	622	372	59	159	32	49	16	65
厚生労働省	1,602	1,862	1,910	1,151	139	563	57	308	144	452
農 林 水 産 省	1,132	1,219	1,323	1,129	30	155	9	191	85	276
経 済 産 業 省	1,935	1,997	2,038	1,568	27	422	21	103	107	210
国 土 交 通 省	2,058	2,161	2,343	1,704	40	535	64	285	84	369
環 境 省	291	325	353	253	20	70	10	62	0	62
計 (構成比)	11,007	11,803	12,376 (100.0)	8,958 (72.4)	462 (3.7)	2,690 (21.7)	266 (2.1)	1,369	661	2,030

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別	前 回 平 15.3.31 現在		(参 考) 平 16.3.31 現在		今 回 平 17.3.31 現在		
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	
A グ ル ー プ	許 可	827	7.5	820	6.9	836	6.8
	認 可	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5
	免 許	78	0.7	78	0.7	79	0.6
	承 認	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7
	指 定	327	3.0	313	2.7	300	2.4
	承諾等	49	0.4	49	0.4	49	0.4
小 計	4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4	
B グ ル ー プ	認 定	635	5.8	670	5.7	649	5.2
	確 認	137	1.2	151	1.3	148	1.2
	証 明	82	0.7	78	0.7	78	0.6
	認 証	28	0.3	21	0.2	21	0.2
	試 験	111	1.0	110	0.9	109	0.9
	検 査	212	1.9	205	1.7	205	1.7
	検 定	27	0.2	21	0.2	20	0.2
	登 録	190	1.7	304	2.6	346	2.8
	審査等	24	0.2	26	0.2	26	0.2
小 計	1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9	
C グ ル ー プ	届 出	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2
	提 出	714	6.5	738	6.3	778	6.3
	報 告	691	6.3	717	6.1	759	6.1
	交 付	85	0.8	94	0.8	100	0.8
	申告等	90	0.8	107	0.9	110	0.9
小 計	4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3	
その他	486	4.4	475	4.0	538	4.3	
合 計	11,007	100.0	11,803	100.0	12,376	100.0	

Aグループ： 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ： 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ： 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）（昭和 60 年 7 月 22 日臨時行政改革推進審議会答申）

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10 分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。

② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。

③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）（昭和 60 年 9 月 24 日閣議決定）

5 規制行政

(1) 規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）

4 行政事務

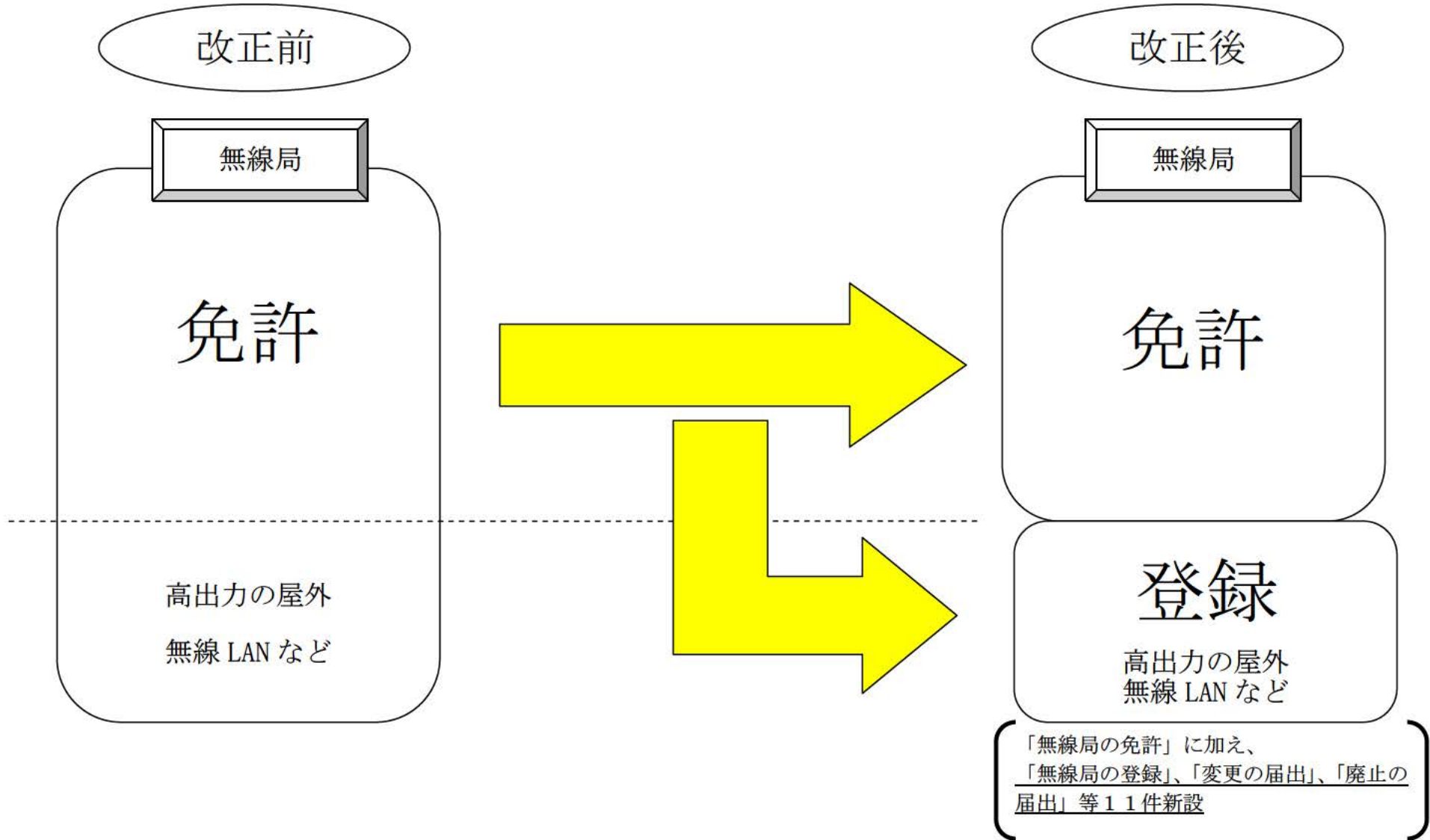
(4) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和 60 年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年 1 回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

規制緩和等の改革の進展による増加の例

<電波法>



<公益法人改革>

(作業環境測定法に基づく作業環境測定士の資格講習の例)

